

12月定例会

平成20年12月定例会は、12月4日から18日までの会期で開かれ、条例の一部改正をはじめ、補正予算などの審議を行いました。
審議した議案などの内容と結果は次のとおりです。

条例

〔箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正〕

国における行財政改革の一環として、国民生活金融公庫等の政策金融機関が改編されたことに伴い、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。

〔箱根町税条例の一部改正〕

地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が、公布施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（賛成多数）

〔箱根町保育所条例の一部改正〕

箱根町立湯本保育園の設置に伴い、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（全員賛成）

〔箱根町総合保健福祉センター条例の一部改正〕

箱根町総合保健福祉センターの管理運営上、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（全員賛成）

〔箱根町国民健康保険条例の一部改正〕

産科医療補償制度が平成21年1月1日から施行されることに伴い、分娩機関が支払う掛金（保険料）が出生費用へ上乗せされることが見込まれることから、被保険者（妊産婦）の世帯の経済的負担の軽減を図るため、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（全員賛成）

〔箱根町観光施設条例の一部改正〕

箱根旧街道資料館の指定管理者の指定期間が、平成21年3月31日をもって満了することにあわせて管理形態を変更するため、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（全員賛成）

〔箱根町温泉条例の一部改正〕

町営温泉受給権者の未引湯防止対策として新たに引湯義務規定を定めるなど、温泉事業の安定経営を図るため、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（全員賛成）

〔温泉財産区管理条例等の一部改正〕

温泉、宮城野、仙石原及び蛸川の各財産区の委員の任期が、平成21年11月25日をもって満了となることから、委員の選任方法を改正することに伴い、現行条例の一部を改正することについて、可決しました。（賛成多数）

〔平成20年度箱根町一般会計補正予算（第3号）〕

歳入歳出に789万円を追加し、総額を90億5,654万円にすることを、可決しました。（全員賛成）

〔平成20年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕

歳入歳出に4,413万8,000円を追加し、総額を16億113万8,000円にすることを、可決しました。（全員賛成）

〔平成20年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）〕

歳入歳出から632万,000円を減額し、総額を8億5,487,000円にすることを、可決しました。

補正予算

〔平成20年度箱根町温泉財産区特別会計補正予算（第1号）〕

歳入歳出に51万3,000円を追加し、総額を25万3,000円にすることを、可決しました。（全員賛成）

〔平成20年度箱根町宮城野財産区特別会計補正予算（第1号）〕

歳入歳出に18万4,000円を追加し、総額を21万4,000円にすることを、可決しました。（全員賛成）

〔平成20年度箱根町下水道事業特別会計補正予算（第1号）〕

歳入歳出に638万,000円を追加し、総額を19億4,513,000円にすることを、可決しました。（全員賛成）

町道

〔町道路線の廃止（町道湯229号線）〕

この議案は、町道として存続する必要性がないと思われるため提出されたもので、教育福祉環境常任委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、原案